

賃料未払いによる建物明け渡しを求める場合の弁護士費用

着手金	A. 解除通知、示談交渉 10万円 B. 訴訟提起 30万円 Aから引き続き行う場合は、追加で20万円 C. 強制執行 10万円 別途、裁判所に納める予納金、印紙代等が必要になります。 D. 占有移転禁止の仮処分申立て 20万円
報酬金	明渡しが実現した場合 20万円 家賃回収分があれば 回収額の2割

※全て、別途、交通費、郵送代等の実費が必要となります。

※賃料未払い以外の建物明け渡しの弁護士費用については、事案に応じて、お見積りさせていただきます。

※掲載費用は全て税別になります。